

2024年4月25日

三井住友信託銀行  
年金業務推進部

## INDEX

社会保障審議会企業年金・個人年金部会(第34回)の開催について

## 社会保障審議会企業年金・個人年金部会(第34回)の開催について



### POINT

- ✓ 4/24に社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。
- ✓ 同部会では、「企業年金の加入者のための運用の見える化」に関して事務局より説明があり、議論が行われました。
- ✓ 議論の結果、部会長より「企業年金の運用の見える化」については、厚生労働省案(次頁中段の「加入者のための他社と比較できる見える化」記載内容)で検討を進めることで意見の一致を見た旨、開示対象や開示方法、実務上の問題点については引き続き部会で議論を深めていく旨の発言がありました。
- ✓ 引き続き同部会の動向を注視してまいります。
- ✓ 本件に関して特段ご対応いただく事項はありません。

- 2024年4月24日、「第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」が開催されました。
- 同部会では「企業年金の加入者のための運用の見える化」に関して事務局より説明があり、議論が行われました。

## ■ 事務局からの主な説明内容は以下のとおりです。

(詳細は、[資料](#)リンクに掲載されている、資料をご参照ください。)

### 企業年金の加入者のための運用の見える化

- ・これまでの議論
- ・確定給付企業年金(DB)の加入者のための運用の見える化
- ・企業型確定拠出年金(DC)の加入者のための運用の見える化
- ・(参考)米国における企業年金の情報開示
- ・本日の議論のポイント

特に、「本日の議論のポイント」では、「本日ご議論いただきたい点」として以下が示されました。

### 加入者のための他社と比較できる見える化

- ◆企業年金の加入者のための運用の見える化として、具体的な方法、開示項目についてどのように考えるか。例えば以下のような方法、開示項目はどうか。

#### ODBの見える化

- ・開示項目については、毎年<sup>1</sup>の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。(一部新規に報告) ※ 運用状況(運用の基本方針等)や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要(事業報告書に追加)
- ・開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・開示対象要件として規模要件を設ける。(個人情報保護の観点からの配慮も必要)

#### ODCの見える化

- ・開示項目については、毎年<sup>1</sup>の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。(一部新規に報告)(RK経由の報告を想定)
- ・開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・開示は全事業所を対象とする。(個人情報保護の観点からの配慮も必要)
- ・上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

## ■ 各委員やオブザーバーからの主な意見は以下のとおりです。

### 〈全体に係る意見〉

- 事業主の事務負担を考慮すると、「既存の報告書ベースでの開示」、「厚生労働省からの開示」については賛成
- 現在事業報告書等は紙で提出しているが、その集計で公表に時間がかかると思われ、リアルタイムでの情報開示のために電子化を検討いただきたい
- 事業主に新たな負担を強いると、企業年金普及の阻害要因となるため考慮いただきたい

### 〈DBの開示対象に係る意見〉

- 事業主の負担もあるため、一定規模以上のDBからスタートすべき
- 加入者のための情報開示の主旨に鑑みると、全ての事業主で開示を行うべき。一定規模以上のDBからスタートするとしても、少なくとも経過措置であることは明記すべき

### 〈開示方法に係る意見〉

- 厚労省案では個社ごとの開示を想定しているが、他社の情報に係る開示がどこまで「加入者のため」になるか整理すべき。個人的には不要と思う。むしろ厚労省にて統計処理を行った情報を公開するのが良いのではないか

- 網羅的に開示すると数字が一人歩きして予定利率や想定利回り等の引上げ圧力が高まる等の懸念がある。企業年金制度は労使合意に基づく制度であり、企業の人事戦略等にも紐づくため網羅的な開示には慎重であるべき。真に「加入者のため」に必要な情報は何かを絞って開示を検討すべき
- 見える化の目的は「加入者のため」であり、それ以外の主体が他の目的外に利用(一部を切り取った分析記事や営業活動)されると企業年金の運営や普及の面で支障となる懸念がある。そのため、運用状況開示の目的については、法令上、加入者・受給者のために行うものであることを明確化するとともに、他の主体の目的外利用の禁止について法令上位置づけていただきたい。目的外利用の防止を法令上位置づけられない場合には、企業年金の個別名称を非開示とすることも検討いただきたい
- あまり開示項目を絞ると恣意的になる虞がある。研究者が分析できるよう網羅的に開示を行うとともに、厚労省が統計処理した情報も開示する等を検討すべき

#### 〈DCの見える化に係る意見〉

- 運営管理機関による運用商品ラインナップ開示については、運営管理機関毎に開示方法が異なる、表示箇所が異なる等の課題がある。運営管理機関に改善を促すとともに、厚労省でまとめて開示することも検討を行うべき
- 投資教育の実施状況も情報開示項目に含めるべき

最後に、部会長より

- 開示方針については厚生労働省案で今後検討を進めていくことで意見の一致を見た旨
- 開示対象や開示方法、実務上の問題点については引き続き部会で議論を深めていく旨の発言がありました。

(ご参考)

- [第34回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について\(ペーパーレス開催\)](#)
- [資料](#)

#### <本件のご照会先>

ご照会事項がございましたら弊社営業担当者までご連絡ください。



年金ニュース  
バックナンバー  
(↑クリックで表示)

ペンションジャーナル  
マーケットコラム等  
(↑クリックで表示)

三井住友信託銀行  
公式HP  
(↑クリックで表示)